

浄化槽をお使いの皆様へ

公益社団法人富山県浄化槽協会

浄化槽法定検査手数料の改定について

浄化槽管理者の皆様には、水環境の保全と公衆衛生の向上のため、浄化槽法に基づく検査の受検を通じて、浄化槽の適正な維持管理にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この検査の手数料については、当協会では、合併処理浄化槽は平成3年に料金改定を行ってから34年間、また、単独処理浄化槽については平成20年に料金改定を行ってから17年間の長きにわたり料金を据え置いて運営してまいりましたが、昨今の人件費や諸物価の高騰により、現状、経営努力だけでは今後の事業運営が困難な状況となっております。

そこで、指定検査機関として引き続き事業の適正な執行を維持していくため、やむを得ず富山県に検査手数料の改定を申請し、県の承認を得て、令和8年4月から検査手数料を改定させていただくこととなりました。（令和8年1月5日 富山県報第5466号告示・1月14日第5469号正誤）

当協会といたしましては、引き続き経営の効率化と経費の節減に努めるとともに、信頼される検査業務の執行に努めてまいりますので、皆様にはご負担をおかけいたしますが、今回の手数料改定にご理解を賜りますようお願い申しあげます。

浄化槽法定検査手数料（令和8年4月1日から）

7条検査（浄化槽法第7条検査の規定による検査）

※令和8年4月1日以降の依頼受付分から新料金になります

浄化槽の 処理対象人員	10人以下	11人以上 20人以下	21人以上 100人以下	101人以上 300人以下	301人以上 500人以下	501人以上 2000人以下	2001人以上
現行（円）	10,000	11,000	12,000	15,000	17,000	20,000	24,000
新料金（円）	<u>12,000</u>	<u>13,000</u>	<u>14,000</u>	<u>17,000</u>	<u>20,000</u>	<u>23,000</u>	<u>27,000</u>

11条検査（浄化槽法第11条の規定による検査）

※令和8年4月1日以降の検査実施分から新料金になります

浄化槽の 処理対象人員	10人以下	11人以上 20人以下	21人以上 100人以下	101人以上 300人以下	301人以上 500人以下	501人以上 2000人以下	2001人以上
現行（円）	6,000	7,000	8,000	11,000	13,000	16,000	20,000
新料金（円）	<u>7,000</u>	<u>9,000</u>	<u>10,000</u>	<u>13,000</u>	<u>15,000</u>	<u>19,000</u>	<u>23,000</u>